

大型連休における感染拡大の防止についてお知らせいたします。各学校やその設置者におかれては、引き続き「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」等を踏まえた対応をお願いします。

事務連絡
令和4年4月28日

各都道府県・指定都市教育委員会総務課・学校保健担当課
各都道府県教育委員会専修学校主管課
各都道府県私立学校主管部課
附属学校を置く各國公立大学法人附属学校事務主管課
各文部科学大臣所轄学校法人担当課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

御中

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

大型連休における感染拡大の防止について

平素より新型コロナウイルス感染症対策に御尽力いただき誠にありがとうございます。

昨日開催された新型コロナウイルス感染症対策分科会における議論を踏まえ、政府において、大型連休における感染拡大の防止について取りまとめられ、別紙のとおり、内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室から周知依頼がありましたのでお知らせします。

各学校やその設置者におかれては、大型連休の間やその後についても、引き続き「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」等を踏まえ、別紙の「2. 大型連休における感染対策」の「④学校、保育所等」を御参照いただき、オミクロン株に対応して現在実施している感染対策の強化の徹底をお願いします。

都道府県・指定都市教育委員会担当課におかれては所管の学校（高等課程を置く専修学校を含み、大学及び高等専門学校を除く。以下同じ。）及び域内の市（指定都市を除く。）区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人等を通じて、その設置する学校に対して、国公立大学法人担当課におかれてはその設置する附属学校に対して、文部科学大臣所轄学校法人担当課におかれてはその設置する学校に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して、都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課におかれては所管の認定こども園及び域内の市（指定都市及び中核市を除く。）区町村認定こども園主管課に対して、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課におかれては所管の高等課程を置く専修学校に対して本件を周知されるようにお願いします。

<本件連絡先>

文部科学省

初等中等教育局 健康教育・食育課 03-5253-4111(内2918)

大型連休における感染拡大の防止について

1 感染状況について

- ・新規感染者数は、全国的にみれば、緩やかな減少が続いている。
- ・ただし、地域によって感染状況の推移に差があり、直近1週間の移動平均が昨年末からの感染拡大のピークを上回っているところもある。
- ・年代別の新規感染者数では、依然として10代以下と20代の割合が高い状態が続いている。首都圏では全ての年代でおおむね減少傾向であるが、沖縄県では、全ての年代で新規感染者数が増加しており、特に10代以下の増加が顕著であり、また、高齢者の増加も継続しており、今後、他の地域でも高齢者の感染状況を注視していく必要。
- ・感染場所としては、依然として学校等が最も多く、次いで事業所、保育園・幼稚園等となっている。学校等の割合は足下で増加傾向にある。また、20代では飲食店の割合が減少し、事業所が最も多くなっている。
- ・クラスター事例については、飲食店においても一定数が生じているが、全体に占める割合は大きくなく、学校・教育施設、児童福祉施設、高齢者施設、職場等が大きな割合を占めている。
- ・上記のとおり、新規感染者数について、足下で全国的に緩やかに減少しているものの、地域によっては増加傾向が続いていることから、今後の動向を注視する必要がある。一方で、病床使用率・重症病床使用率は低い水準にあり、また、既に高齢者のワクチン3回目接種率は8割を超えており、こうしたことから、現時点で、都道府県から「まん延防止等重点措置」適用の要請はなく、直ちに重点措置を適用する状況にはない。

2. 大型連休における感染対策

大型連休においては、人々の行動が活発化し、人と人との接触機会も増えることが予想されるが、安全安心に過ごし、感染拡大を防止しながら、社会経済活動を維持・回復していくために、

- 基本的な感染対策を徹底する
- 日常生活の中で積極的に検査を受ける
- 若者を含めてワクチン3回目接種を早めに受ける

ことが必要。その上で、具体的に、特に対策が必要な以下の場面・場所における感染防止に取り組むことが必要。

①飲食店

- ・感染対策が講じられている店舗を選んで、基本的な感染対策を実施した上で利用する。
- ・大人数、大声、長時間、三密を避け、換気等を徹底する。

②イベント

- ・イベント主催者等においては、イベントの規模等に応じて、感染防止安全計画による対策を徹底する。
- ・都道府県は、観客の広域的な移動やイベント等の前後の活動で生じる感染拡大リスクを抑制するため、イベント等の前後の活動における基本的な感染対策の徹底の呼びかけ等を行う。
- ・イベントに参加する方は都道府県の当該呼びかけに従い、基本的な感染対策等を徹底した上で、参加する。必要に応じて、積極的に事前検査を受ける。

③移動(特に帰省する場合の事前検査の呼びかけ)

- ・風邪症状等体調不良が見られる場合には外出・移動は控える。
- ・移動中は基本的な感染対策を徹底し、移動先では感染リスクの高い行動を控える。
- ・旅行や帰省等で移動する場合には、事前に、ワクチン3回目接種又は検査を受ける。
- ・特に帰省する場合には、地元で高齢の親族など多くの人との接触があることから、ワクチン3回目接種をしていない人は、出発前に抗原検査キット等による検査を受

ける。

- ・都道府県においては、これらの検査の需要増加に対応するため、駅・空港等での臨時の無料検査拠点を整備。

④学校、保育所等

- ・大学拠点接種に加え、自治体等と大学等が連携した接種会場等における団体接種により、接種を希望する学生へのワクチン接種を促進する。
- ・学校等については、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」等を踏まえた対応を基本に、オミクロン株に対応して現在実施している感染対策の強化を改めて徹底する。
- ・部活動等については、事前の体調確認や換気等を徹底する。
- ・保育所等は、感染拡大状況下においても、社会機能の維持のために事業の継続が求められる事業者として位置付けられているところであり、引き続き、原則開所する取扱いを維持しつつ、「保育所における感染症対策ガイドライン」等を踏まえた対応を基本に、オミクロン株に対応して現在実施している感染対策の強化を改めて徹底する。
- ・感染が拡大している時期において、これらの施設でクラスターが多発する場合には、地域の実情に応じ、職員の頻回検査、部活動等における感染リスクの高い活動の制限、保育所における症状のある子どもの登園自粛要請等を行う。

⑤高齢者施設

- ・オミクロン株に対応して現在実施している感染対策の強化策である陽性者が出了した場合の早期介入・支援、介護職員の応援派遣、発熱した職員の休暇徹底、ワクチン3回目接種の早期完了等を改めて徹底する。
- ・クラスターが多発する場合及び感染が拡大している時期において、上記に加え、地域の実情に応じ、職員の頻回検査、面会時の感染対策の徹底等を行う。

⑥大規模集客施設

- ・ショッピングモール、百貨店、運動施設、遊技場、映画館など多くの方が訪れることが予想される施設について、業種別ガイドラインの遵守や基本的感染対策の実施を改めて徹底する。
- ・特に、入場者が密集しないよう整理・誘導や混雑状況の可視化、換気の徹底等に注意する。

⑦事業所・家庭

- ・事業所においては、オミクロン株に対応して現在実施している感染対策の強化を改めて徹底する。
- ・特に、食堂や寮など職員の交わりが想定される場所での換気や共用部分の消毒等を徹底するとともに、感染拡大地域において、クラスターが多発している場合には、職場での懇親会等は延期・縮小を含めて検討する。
- ・家族がそろう時間が多くなることが予想されるため、家庭内の感染対策を改めて徹底する。移動先から戻った後を含め、体調不良者がいる場合には、速やかに医療機関を受診するか検査を行う。